

## 令和8年度事業計画

自：令和8年4月 1日

至：令和9年3月31日

本会は、全国法人会総連合が掲げる「法人会の理念」に則り、法人会の原点である「税」に関する活動を主軸に、伊勢崎税務署及び管内行政機関等との緊密な連携のもと、会員企業の発展を支援するとともに、地域振興に寄与し、国と地域社会の繁栄に貢献する事業を推進します。

また、法人会活動の更なる活性化のため、会員確保に努め、「魅力ある法人会」を目指します。

### I. 基本原則

#### 1. 活動方針

- 適正公平な税制と租税負担の合理化を図るため、関係機関を通じて、国、県等に対して強力な要望を行い、その実現に努める。
- 税務当局との相互信頼により、税務行政の円滑な運営に協力し、申告納税制度に貢献する。
- 企業経営の健全化と発展向上を図るため、経営、経理及び税に関する研修会を行う。
- 小中学生等に対する租税教育活動や、地域に密着した社会貢献活動に積極的に取り組み、健全な社会の発展に貢献する。

#### 2. 活動基準

- 好循環型社会づくりに寄与
- 会員のため、ニーズを的確に捉えた質の高いサービスの提供
- 会員のためのきめ細かな事業展開
  - ・活動基準に基づき、研修、広報、福利厚生、意見具申、会員交流及び社会貢献を柱に事業を展開する。

#### 3. 組織運営基準

- 会員に密着した効率的な組織の運営
- 会員の意見、要望等が適切に反映される体制の確立
- 決議機関、執行機関、事務局のそれぞれが組織の適正化及び透明性の確保

## II. 事業計画

### 1. 公益事業

#### 【 税務支援事業 】

- (1) 税務研修会の開催
  - ・ 税制改正の周知及び電子申告納税システム（e-Tax・eLTAX）の利用促進と消費税インボイス制度及び電子帳簿保存法等の研修
- (2) 決算期別説明会の開催
  - ・ 伊勢崎税務署職員を講師に迎え、決算にあたっての問題点及び留意点について具体的例を挙げた研修（年4回）
- (3) 新設法人説明会の開催
  - ・ 管内の新設法人に対して、税の申告等の説明研修会の開催
- (4) 青年部会税務研修会の開催
  - ・ 青年部会が主催する会員向けの経営及び税務の研修会の開催
- (5) 税制及び経営資料の提供
  - ・ 税務をはじめ経営に関する冊子を配布

#### 【 税の啓発・提言事業 】

- (1) 添付書類も含めた電子申告納税システム（e-Tax・eLTAX）、消費税インボイス制度及び電子帳簿保存法及びダイレクト納付・キャッシュレス納付等の周知及び普及拡大の啓発活動の実施
- (2) 会報を刊行し税知識等の普及及び啓発の推進（4月、7月、10月、1月発行）
- (3) 税制に関する調査研究及び請願陳情活動の実施  
令和8年度法人会全国大会茨城大会において報告される税制改正に関する提言を実現する要望活動の実施
- (4) 小学校、中学校（四ツ葉学園中等教育学校）を対象とした租税教育活動の実施及び講師養成研修会の開催（租税教室 年間20校程度、講師養成研修）
- (5) 税に関する小中学生作文募集事業での審査選考への協力及び参加賞の協賛
- (6) 税に関する絵はがきコンクールの開催
- (7) 管内行政機関が主催するイベントにおいて、税金クイズ等の実施により、税についての知識の周知と法人会活動のPRを行う。

#### 【 地域社会貢献事業 】

- (1) 法人会公開セミナーの開催（年2回の講演会開催）
- (2) 税を考える週間記念事業の開催（映画鑑賞会の開催）
- (3) 花いっぱい運動の実施（市民の集まる街角に花の植栽 年2回）
- (4) 広瀬川クリーンのつどい（市民団体との協働による広瀬川周辺の清掃美化活動）
- (5) 地域関係団体への協力協賛（いせさきまつり、伊勢崎シティマラソン及び伊勢崎創意くふう作品展等）
- (6) 食品ロス削減への取り組み



- (4) 新設法人の加入勧誘を徹底強化し、会員増強及び加入率の向上を目指す。
- ① 会員増強用資料の整備及び活用
    - ・ 加入勧誘活動を円滑に推進するため、会員及び未加入法人の情報を整備し活用する。
  - ② 新設法人の加入勧誘の強化
    - ・ 新設法人説明会開催時に、法人会をPRし加入を促進する。
  - ③ 情報の共有及び意思疎通の強化
    - ・ 部会活動はもとより、支部の会議等を開催し組織拡大について常に意識する。
  - ④ 法人会イメージアップ戦略の強化
    - ・ 会員向けサービスの充実のために特得サービス協賛企業を募る。
  - ⑤ 役員体制の強化
    - ・ 役員を意識向上を図り、親会、部会及び支部が連携し、事業への参加を促進する。

### 3. その他

- (1) 公益法人会計基準を遵守し、指導監査基準に則した運営を推進
- (2) 諸会議の開催
  - ① 通常総会
  - ② 理事会
  - ③ 正副会長等会議
  - ④ 委員会（総務、税制、研修、組織、厚生、広報、健康経営）及び部会会議
  - ⑤ その他必要な会議